

# 熱中症対策に係る現場管理費補正の運用の 一部改訂について

令和5年5月  
山口県

令和元年5月から、工事現場の熱中症対策に係る費用として、現場管理費を補正することとしていますが、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類感染症に移行されたことを踏まえ、下記のとおり、運用を一部改訂することとしましたので、お知らせします。

## 記

### 1. 真夏日の定義の見直し

(改訂後) 日最高気温（夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温）が30℃以上の日、または、暑さ指数（WBGT）が25℃以上の日。

(改訂前) 日最高気温（夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温）が30℃以上 （新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては28℃以上） の日、または、暑さ指数（WBGT）が25℃以上の日。

### 2. 適用日

令和5年5月25日から適用する。